



【平成 30 年度】実践女子大学公開講座 生活科学部 第 3 回

2018/10/25 木



司会：塚原 拓馬

(実践女子大学 生活科学部 生活文化学科 准教授)

安心できる子どもの暮らし —これからの児童教育を考える—

「公開講座」は、実践女子大学に集まるさまざまな「知」を地域の皆さまに提供し、共有する場です。日野キャンパスで活動を展開する生活科学部は、今年度、4 回の公開講座を開催します。家族や子どもの教育などを専門とする生活文化学科が担当する第 3 回目のテーマは、「子どもの養育の在り方」。これからの社会を生きる子どもたちが安心して安全に生活し、教育を受けていくためにはどのようなことが求められるかを、初等教育や社会福祉について研究する本学教員の講演から見つめました。

講演 子どもの心 保護者の気持ち

本学に赴任する前、小学校の教員を務めていた講師。教員時代のエピソードを数多く盛り込みながら、子どもの心の読み解き方や、その健やかな成長を後押しするための姿勢、いじめへの向き合い方などについて、児童教育の観点から講演しました。



講師：渡辺 敏 准教授
(実践女子大学 生活科学部 生活文化学科)

■幼児の「心」と「体」

子どもが目や輝かせ、夢中になって遊んでいる時、大人は「いつまでやっているの?」「同じ遊びばかり」と思ってしまうがちです。しかし遊びの中で子どもは、集中力や粘り強さ、観察力、自己肯定感などを育んでいます。こうしたものが、その後、子どもが成長する中で大きな支えになっていくと私は考えています。子どもは考えるよりも「体」が先に動きます。体を動かす中でいろいろな力をつけている、それを大人がどう認めるかがとても大切です。「体験」から「心」が育まれるのです。

自由保育を行うある幼稚園では、子どもと先生が一緒になって、いつも制作をしています。その園の子どもたちはエネルギーに満ちており、小学校に入学し学年が上がると粘り強く学びを高めていくケースが多く見られました。大人はともすると「がんばればできる」などと言いがちですが、子どもはそうした大人の言葉で動けるものではありません。小さい頃に体験を通して学びへのエネルギーをしっかりと蓄えていないと、成長してから自分で学んでいくことは難しいのではないかと、多くの子どもを見てきた経験から感じています。

日本では古来、べたべたのスキンシップが大切にされてきました。スキンシップが十分に図られてきた子どもは、安心感を抱いていたりと、外に向けるエネルギーがあったり、友達への思いやりをもっていたりします。一方、十分に図られていない子どもは、情緒が安定しなかったり消極的だったり、仲間と関わらない、自尊心が低いといった傾向がみられるようです。私は、小学校教員時代の経験より、子どもの体から発せられる情報はたくさんあると感じています。大人は、子どもの言葉だけでなく体から発せられる情報も得て考えることがとても重要なのではないかと思います。

■子どもの悪と大人の心

今も印象に残っている、教員時代の経験があります。1つは盗癖についてです。2年生を受け持った時、ある子が他の子の財布からお金を盗むことが起きました。家庭に連絡すると対応が事務的で、その様子に引かかるものを感じました。その時は盗まれた子たちにお金を返し謝罪したのですが、数年後、その子は万引きをしました。その子の心の問題は解決していませんでした。保護者の対応について考えさせられる事例でした。2つ目は問題行動です。5年生を受け持っていた時に、成績優秀でスポーツにも秀でた子が隣の家におにぎりを投げ込むことが起こりました。その子

に話を聞くと、うちに帰るといつも一人でさみしい、という言葉が返ってきました。保護者にその話をしたところ、最近仕事のシフトを変えたためにコミュニケーションが図れていなかったのかもしれないと、その後、家庭の環境が変えられ、子どもは劇的に変わりました。

子どもは自分の想いを言葉で表現できないことがままあります。それを親が理解することが、難しいけれど大切なのです。子どもが問題行動を起こした時、親がどれだけ真剣に関わるかが、その後の子どもの立ち直りに大きく関わるのではないかと考えています。

■大人は子どものいじめに立ち向かえるのか

本学に赴任後、教員時代の教え子の保護者から「妹が同級生からいじめられている」と相談のメールをいただきました。家庭に安心できる環境をつくってほしいと返信をしたものの、こうしたことに特効薬はなく、解決には時間がかかるものだと感じました。

日本のいじめには、集団でよってたかかって行く、長期間にわたる、周囲の大人が認識していない場合が多い、といった特徴があります。対処の際は、加害者と被害者を和解させるよう働きかけることが多いのですが、鍵となるのはむしろ傍観者となっている周りの子たちで、ここが変わらないといじめの構造に変化が見られないといわれています。いじめを抑止する存在となる「仲裁者」の出現比率をイギリス・オランダ・日本で比較したデータを見ると、前 2 国は学年が上がると出現が増えるのに対し、日本ではむしろ減っていきます。欧米では、他者をどうやって受け入れ共存していくかというシチズンシップ教育がカリキュラムの中に組み込まれています。これだけが正解ではないのですが、皆で取り組む姿勢を持つことが大切なのではないかと思えます。家庭でも問題について話し合い、どうしたらいいのか、相手はどんな気持ちなのだろうかと親子で話し合うことが、傍観者になりがちな子どもたちが仲裁者となり、いじめに歯止めをかける手立てになるのではないかと考えます。



▲講師が目にした海外の事例も踏まえ、これからの教育について提言もなされました。

【Q&A (抜粋)】

Q 日本の子どもは、学習能力は高いけれども意欲が低い傾向があるというお話が出ました。双方を高めるために、親としてどのような働きかけを子どもに行ったらよいでしょうか?

A 学習能力と意欲はタイヤの両輪によく例えられ、どちらが欠けても望ましくないとされていますが、双方を伸ばすために親が子どもにどう接すればよいかは難しいところだと思います。一つ言えるのは、できた・できないではなく、そこに至るまでの過程を見る、子どもの学びに親が寄り添うことが大切なのではないかと感じています。



講演 社会的養護の現状と課題

近年、児童虐待が改めて社会の注目を集めています。どのような環境にある子どもであっても、健やかに成長できる場を社会が提供するための制度が「社会的養護」です。社会福祉の専門家である講師が、社会的養護を形づくるさまざまな要素を紐解きました。



講師：大澤 朋子
専任講師
(実践女子大学
生活科学部 生活文化学科)

■社会的養護とはなにか？

社会的養護とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護する」「養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う」ことです。日本では制度上、「社会的養護」という言葉を使っていますが、もともとの用語は「オルタナティブ・ケア（代替的養育）」です。国連が定める「児童の代替的養護に関する指針」では、「子どもを親から引き離すことはむやみに行うべきでない」とされています。また「児童の代替的養護には家庭を基本とした環境が提供されるべきであり、脱施設化が望ましい」といったことも謳われています。後述の通り、日本の社会的養護も現在この方向に進んでいます。一方、国内の社会的養護対象児童約45,000人のうち、里親委託により家庭養育を受けている児童は5,190人程度であり、それ以外の多くは児童養護施設などの施設で養育を受けています。

■背景としての児童虐待

日本で社会的養護を受けている子どものほとんどは「保護者のない児童（孤児）」ではなく、「保護者に監護させることが適当でない」に該当する児童です。その背景に児童虐待（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待など）があります。一般の理解浸透などを背景に児童虐待相談は一貫して増加傾向にあり、内訳では心理的虐待が54%（平成29年度調査）を占めています。

一般市民や小学校などから虐待の通告を受けると、児童相談所は緊急受理会議を開き、速やかに児童の安全を視認します（東京都・大阪府は48時間以内）。状況を調査し、保護の必要性が確認された場合、一時保護所に保護されます（期間は原則2カ月以内）。保護期間に児童の心理検査を行ったり家庭状況を詳しく調査し、必要性が認められた場合、児童養護施設などへの入所となります。そこで児童に安定した生活環境を提供しながら、家庭に戻すか自立へ導くかを施設と児童相談所が見極め、支援していきます。施設の入所期間を見ると、最も多いのが1年以内、平均で3、4年ほどです。

■施設ってどんなところ？

乳児院や児童自立支援施設など、児童を養護する施設にはさまざまな種類がありますが、今回は児童養護施設を中心に話を進めます。ここは、「（社会的養護の対象となる児童に対し）安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。あわせて退所した者に対する相

談・自立援助を行う」施設であると、児童福祉法第41条で位置付けられています。

児童養護施設における児童ケアの流れを見てみましょう。まず一時保護所に児童を迎えに行き、何のために・どのくらい施設にいるのかなど、入所について丁寧に説明します。入所後は生活のケアや、知的・発達障害がある場合などの治療ケア、家族への支援などを行い、徐々に家庭復帰支援や課題の克服、自立準備などに移行していきます。退所後も相談援助や家族への支援、親代わりとなつての支援などを行います。

多くの子どもは施設で暮らすことを望んではいないものの、仕方がないという諦めの気持ちを抱えています。自分が悪い子だったから入れられたと思う子もいます。施設職員はこうした子どもの思いに共感し、「ここでしばらく暮らしてよかった」と思える支援をしていく必要があります。

■社会的養護の課題

2017年に厚生労働省の諮問機関から、社会的養育の新たなビジョンが出されました。これは「原則として児童は家庭で養育を行う」とされた2016年の児童福祉法改正を受け、施設偏重を是正して特別養子縁組や里親委託をさらに推進していくということなのです。

方向性はおおむね正しいと思われませんが、「乳児院への措置を原則廃止」「里親委託目標を乳幼児75%・学齢児50%と設定」など、性急だという批判も出ています。そもそも、本当に「施設偏重」なのでしょうか。実は現在、孤児は施設ではなく祖父母などの親族が養育しているケースがほとんど（推計約13～14万人）です。また、里親委託率については、ある調査によると児童・保護者の里親委託希望率が1%未満であったということを考えても、委託率の目標達成がかなり遠い道のりだと思わざるを得ません。海外で課題となっている「ドリフト問題（児童がいろいろな里親を転々とする）」なども考慮する必要があります。その一方で、一時保護所や児童養護施設は現状のままよいのかという問題ももちろんあります。小規模化して職員がより手厚く児童のケアを行えるようにする、学習機会も保障する、といったことが今後さらに重要になると考えます。



▲平日午後の開催でしたが、地域の方から本学卒業生まで幅広い層が聴講されました。

【Q&A（抜粋）】

- Q** 環境に恵まれない子を社会がしっかり育てるためには、里親に十分な報酬を出すなど、社会的養護に関わる人材の育成に力を入れるべきだと感じます。先生のお考えをお聞かせください。
- A** 里親自身に社会的養護の担い手としての自覚をしっかりと持ってもらいなど課題もあります。地域の中で里親を支援する体制も弱いことから、子育てで家庭とともに里親家庭も支援する制度設計を行う必要があります。社会的養護の形も、今後変わっていくのではないかと予想しています。

参加者アンケートから（抜粋）

- 親としても大変勉強になりました。子育て中の皆さんにも聞いていただきたいと思いました。（女性・30代・本学卒業生）
- 大人の暖かい見守りと声かけ、遊び体験が、思いやりのある子を育てること。また、多様な生育環境を社会がしっかりと支える必要があることなどを知り、良い勉強になりました。（男性・70代以上・日野市外住民）
- 子どもの教育には家庭環境が大切であること、社会的養護において児童養護施設での養育が多い現実を知りました。貧困や親の余裕がないなどが背景にあり、今後は改善に向けた施策が必要と感じました。（女性・40代・日野市住民）